



「中小企業の会計に関する指針」と税理士

1、会計専門家としての税理士

平成18年5月1日付で会社法が施行され、会計参与の制度が実際に動き始めることになる。会社法(333条1項)において会計参与となる資格は、公認会計士(監査法人を含む)、税理士(税理士法人を含む)とされている。会社法という法律の上で税理士が会計参与となる資格が与えられたことは、会社法が会計に関する専門的見識を有する者として税理士にその役割を与えたものと考えられることができる。税理士法(2条2項)では「税理士は、・税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。」としている。税理士の中心的業務である法人税の申告を例として考えると、税務署に法人税申告書を提出する場合、財務書類を作成するために関与先の資料等をもとに必要な財務書類を作成している。このような業務が従来からの税理士法の想定するところである。

2、中小企業の会計指針と税理士

も及ぶことになる。上場会社の会計参与に対する需要の有無やその責任に対する議論を別にすれば、会社法において上場会社の会計参与に税理士が就任することも容認されることになる。このように考えると、会社法において会計専門家としての税理士の活動範囲を限定せず広範囲としていることから、今後税理士は、税務はもとより会計においても一層の専門的見識を広く求められることになる。

平成14年6月に中小企業庁が「中小企業の会計に関する研究会報告書」を公表して以来、中小企業の会計に関する議論が幅広く行われ、その後、日本税理士会連合会が「中小企業会計基準」を、日本公認会計士協会が「中小企業の会計のあり方に関する研究報告」を相次いで公表したが、それ以前において中小企業の扱い所となる体系化された会計に関する指針又は基準となるものが存在しなかった。このため、中小企業の会計実務は、法人税を基準とした計算書類に依存する傾向にあった。

3、中小企業の会計に関する指針による検討

(1)貸倒引当金の取扱いについて
取立不能見込額は、債務者の財政状態及び経営成績に応じて一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に区分して算定する(指針18③)。そして、一般債権は貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権や破産更生債権等は個別評価により算定することになる。ただし、法人税法における法定繰入率を用いて算定される貸倒引当金繰入限度額が、明らかに取立不能見込額に満たない場合を除いて法人税法による計算も認められることになる(指針18③)。

(2)減価償却の取扱いについて
中小企業において業績が好ましくない会社の減価償却の処理を行なう場合の取扱いについて減価償却費を計上せず費用を繰延べる例が多く見受けられる。これは、法人税法における減価償却の取扱いが、損金控除を条件としている点及び法人税法における繰越欠損の取扱いが原因とされている。これに対して「指針」では、定率法・定額法等の方法に従い、毎期継続して適用することが求められている(指針34)。会社法においても、相当の償却をしなければならぬことになる(会社計算規則5条2項)。したがって、中小企業においては法人税法の規定にかかわらず減価償却については毎期継続して相当の償却をすることが求められる。

また、定率法は、初年度に償却金額が多くなり、年数が経過するほど償却金額が減少することから定率法を採用することにその効果を見いだすことができる。しかし、定率法を採用しており、借入金により設備投資をした場合において、その後の事業年度で法人税の納付があると仮定すると、年数が経過するほどキャッシュフローが悪化し、より経営が苦しくなる傾向にある。このように考えると資金事情が潤沢でない中小企業のなかには、定率法より定額法を採用した方が実情に合っている例も多くあると思われる。しかし、法人化された中小企業において定額法の償却方法を採用している例は、ほとんど見受けられない。

これに対して会計参与は、取締役と共同して、計算書類及びその附属明細書、臨時計算書並びに連結計算書を作成し(会社法374条1項)、財務書類の作成等の税理士業務とは切り離され、会計専門家として独立したものである。加えて、連結計算書の作成も会計参与の業務の中にも含まれている。

株式会社は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うこととなる(会社法431条)。「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」については議論があるところであるが一般的には大会社が会計参与を置いた場合には、企業会計審議会が公表した企業会計の基準等に従った会計処理により計算書類を作成することになる。これに対して中小企業が会計参与を置いた場合には、大会社と同様の方法で計算書類を作成することも可能である。

しかし、現実的には大会社と同じ基準を用いることは非常に困難を伴うものと考えられることができる。平成17年8月に日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の四団体が統一して「中小企業の会計に関する指針(以下「指針」という)を公表したことにより、それぞれが「指針」を「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の一つとして位置づけたものとなる。これによって、中小企業が会計参与を設置した場合には、「指針」に基づき計算書類を作成することが求められることになる。また、「指針」によると、「中小企業は、本指針に拠り計算書類を作成することが推奨される。」本指針は、とりわけ会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠るところが適当な会計のあり

方を示すものである。(指針3)として中小企業に対する取り組みを明確に示している。そこで、会計指針を前提とした計算書類が中小企業の会計に対する信頼性を担保するものと考え、税理士の実務において、税務は税法を、会計においては「指針」を基本に考えるべきものとなる。会社法施行後、特に会計参与となる場合には、早急にその対応が求められることになる。

また、減価償却における耐用年数及び残存価額は、その資産の性質、用途、使用状況等に応じて合理的に決定し計算することを原則としているが、法人税法上の耐用年数で償却限度額を減価償却費として計上することも認められる(指針34)。中小企業の実務では100%に近い確率で法人税法上の耐用年数表を用いていると思われる。法人税法における耐用年数表を用いることにより比較的簡単に耐用年数を決定することができる。また、原則的にすべての法人が同一の耐用年数を用いるという点については「課税の公平」という観点からすれば耐用年数表の利用は必要不可欠である。

現在の中小企業は、非常に多様化している。個々の中小企業にあった耐用年数、償却方法を再検討し、継続的に「相当の償却」ができるようにその会社にあった減価償却プランを検討すべきであり、単純に減価償却費を調整した計算書類を作成することは避けるべきではないだろうか。

また、会計参与については「新会社法で導入される会計参与は、中小企業のニーズに即して、決算書の信頼性を向上させる役割が期待される。」(中小企業庁「新会社法33問33答」という意見が多く見受けられる。株式会社は、定款の定めにより会計参与を置くことができる(会社法326条2項)こととなり、結果的に会計参与は、すべての株式会社において任意に置くことが可能となる。ここにおける範囲は、中小企業に限定したものでなく、上場、非上場の区別に関係なく大会社に

も及ぶことになる。上場会社の会計参与に対する需要の有無やその責任に対する議論を別にすれば、会社法において上場会社の会計参与に税理士が就任することも容認されることになる。このように考えると、会社法において会計専門家としての税理士の活動範囲を限定せず広範囲としていることから、今後税理士は、税務はもとより会計においても一層の専門的見識を広く求められることになる。

平成14年6月に中小企業庁が「中小企業の会計に関する研究会報告書」を公表して以来、中小企業の会計に関する議論が幅広く行われ、その後、日本税理士会連合会が「中小企業会計基準」を、日本公認会計士協会が「中小企業の会計のあり方に関する研究報告」を相次いで公表したが、それ以前において中小企業の扱い所となる体系化された会計に関する指針又は基準となるものが存在しなかった。このため、中小企業の会計実務は、法人税を基準とした計算書類に依存する傾向にあった。

(1)貸倒引当金の取扱いについて
取立不能見込額は、債務者の財政状態及び経営成績に応じて一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に区分して算定する(指針18③)。そして、一般債権は貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権や破産更生債権等は個別評価により算定することになる。ただし、法人税法における法定繰入率を用いて算定される貸倒引当金繰入限度額が、明らかに取立不能見込額に満たない場合を除いて法人税法による計算も認められることになる(指針18③)。

(2)減価償却の取扱いについて
中小企業において業績が好ましくない会社の減価償却の処理を行なう場合の取扱いについて減価償却費を計上せず費用を繰延べる例が多く見受けられる。これは、法人税法における減価償却の取扱いが、損金控除を条件としている点及び法人税法における繰越欠損の取扱いが原因とされている。これに対して「指針」では、定率法・定額法等の方法に従い、毎期継続して適用することが求められている(指針34)。会社法においても、相当の償却をしなければならぬことになる(会社計算規則5条2項)。したがって、中小企業においては法人税法の規定にかかわらず減価償却については毎期継続して相当の償却をすることが求められる。

また、定率法は、初年度に償却金額が多くなり、年数が経過するほど償却金額が減少することから定率法を採用することにその効果を見いだすことができる。しかし、定率法を採用しており、借入金により設備投資をした場合において、その後の事業年度で法人税の納付があると仮定すると、年数が経過するほどキャッシュフローが悪化し、より経営が苦しくなる傾向にある。このように考えると資金事情が潤沢でない中小企業のなかには、定率法より定額法を採用した方が実情に合っている例も多くあると思われる。しかし、法人化された中小企業において定額法の償却方法を採用している例は、ほとんど見受けられない。



西村 亨(王子)

類の謄本を請求し(会社法378条4項2号、442条2項2号)、その内容を確認して判断することになる。

なお、貸倒引当金の繰入に関する会計処理は、差額補充法となる(指針18(5))。長い間、法人税法に基づいた洗替法(法人税法52条9項)による処理をしてきた者にとっては、戸惑いを感じるが、指針では洗替法は認められていない。法人税の申告に関しては、別表に記載して添付をする手続きになる(法人税基本通達11-1)がこれは従来の手続きに変更はない。ただし、会計は差額補充法で処理し、法人税の別表は洗替法により作成することになるので、その切替への感覚に慣れるまで多少の時間が必要であると思われる。

中小企業において業績が好ましくない会社の減価償却の処理を行なう場合の取扱いについて減価償却費を計上せず費用を繰延べる例が多く見受けられる。これは、法人税法における減価償却の取扱いが、損金控除を条件としている点及び法人税法における繰越欠損の取扱いが原因とされている。これに対して「指針」では、定率法・定額法等の方法に従い、毎期継続して適用することが求められている(指針34)。会社法においても、相当の償却をしなければならぬことになる(会社計算規則5条2項)。したがって、中小企業においては法人税法の規定にかかわらず減価償却については毎期継続して相当の償却をすることが求められる。

また、定率法は、初年度に償却金額が多くなり、年数が経過するほど償却金額が減少することから定率法を採用することにその効果を見いだすことができる。しかし、定率法を採用しており、借入金により設備投資をした場合において、その後の事業年度で法人税の納付があると仮定すると、年数が経過するほどキャッシュフローが悪化し、より経営が苦しくなる傾向にある。このように考えると資金事情が潤沢でない中小企業のなかには、定率法より定額法を採用した方が実情に合っている例も多くあると思われる。しかし、法人化された中小企業において定額法の償却方法を採用している例は、ほとんど見受けられない。

◆ (日本税務会計学会17年10月研究会より)